ヘルパーステーション六月（訪問介護）

利用料金

（1）【要介護１～要介護５の場合】

料金は、一回ごとの金額です。（金額は目安として参考にしてください）

		利用料金（介護報酬額）	利用者負担割合		
			１割負担	２割負担	３割負担
身体介護	２０分以上 ３０分未満	２，７８１円	２７９円	５５７円	８３５円
	３０分以上 １時間未満	４，４１１円	４４２円	８８３円	１，３２４円
	１時間以上 １時間３０分未満	６，４５２円	６４６円	１，２９１円	１，９３６円
	以降３０分を 増すごとに	９３４円を追加	９４円を追加	１８７円を追加	２８１円を追加
身体介護に引き続き生活援助を行った場合	２０分以上	７４１円	７５円	１４９円	２２３円
	４５分以上	１，４８２円	１４９円	２９７円	４４５円
	７０分以上	２，２２３円	２２３円	４４５円	６６７円
生活援助	４５分未満	２，０４０円	２０４円	４０９円	６１３円
	４５分以上	２，５０８円	２５１円	５０２円	７５３円

通院等乗降介助		１，１０５円	１１１円	２２２円	３３２円
夜間及び早朝	6：00～8：00 18：00～22：00	基本料金 ×１２５％	利用者負担額 ×１２５％	利用者負担額 ×１５０％	利用者負担額 ×１７５％
２人訪問		基本料金 ×２００％	利用者負担額 ×２００％	利用者負担額 ×４００％	利用者負担額 ×６００％
特定事業所加算（Ⅰ）		基本料金 ×１２０％	利用者負担額 ×１２０％	利用者負担額 ×１４０％	利用者負担額 ×１６０％
特定事業所加算（Ⅱ）		基本料金 ×１１０％	利用者負担額 ×１１０％	利用者負担額 ×１２０％	利用者負担額 ×１３０％
特定事業所加算（Ⅲ）		基本料金 ×１１０％	利用者負担額 ×１１０％	利用者負担額 ×１２０％	利用者負担額 ×１３０％
特定事業所加算（Ⅳ）		**基本料金 ×１０３％**	**利用者負担額 ×１０３％**	**利用者負担額 ×１０６％**	**利用者負担額 ×１０９％**
特定事業所加算（Ⅴ）		基本料金 ×１０３％	利用者負担額 ×１０３％	利用者負担額 ×１０６％	利用者負担額 ×１０９％

介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は、全額自己負担となります。

（２）加算及び減算料金

	利用料金 （介護報酬額）	利用者負担割合		
		１割負担	２割負担	３割負担
初回加算	２，２８０円	２２８円	４５６円	６８４円
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	１，１４０円	１１４円	２２８円	３４２円
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	２，２８０円	２２８円	４５６円	６８４円
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	３４円	４円	７円	１１円
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	４５円	５円	１０円	１４円
口腔連携強化加算	**５７０円**	**５７円**	**１１４円**	**１７１円**
緊急時訪問介護加算	１，１４０円	１１４円	２２８円	３４２円
同一建物に２０人以上減算	基本料金	基本料金×10%	基本料金×20%	基本料金×30%
□介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）※1	介護報酬総単位数 × ２４．５％ × １１．４			
□介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）※1	介護報酬総単位数 × ２２．４％ × １１．４			

※1 ： 自己負担金は、計算式から算出された金額の１割、２割、３割です。

介護保険の対象であっても、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなる場合があります。この場合は一旦１か月あたり上記該当金額を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日足立区の窓口に提供しますと、差額の払い戻しを受けることが出来ます。

（３）第一号訪問事業（令和６年４月１日改定）

基本料金

①緩和型サービス（週１回利用）

対象者	一回あたりの利用料金 （介護報酬額）	一回あたりの自己負担金		
		１ 割 負 担	２ 割 負 担	３ 割 負 担
要支援１	身体介護　３，１１２円	身体介護　３１２円	身体介護　６２３円	身体介護　９３４円
要支援２	生活援助　２，８１５円	生活援助　**２８２円**	生活援助　**５６４円**	生活援助　**８４５円**

介護報酬単価の計算上、実際の請求金額と差が出る場合があります。
初回加算や処遇改善加算などの各種加算は、請求上限金額には含みません。
身体介護、生活支援（サポートサービス）の組み合わせは可能。

②緩和型サービス（週２回利用）

対象者	一回あたりの利用料金 （介護報酬額）	一回あたりの自己負担金		
		１ 割 負 担	２ 割 負 担	３ 割 負 担
要支援１ 要支援２	身体介護　３，１１２円 生活援助　２，８１５円	身体介護　３１２円 生活援助　**２８２円**	身体介護　６２３円 生活援助　**５６４円**	身体介護　９３４円 生活援助　**８４５円**

介護報酬単価の計算上、実際の請求金額と差が出る場合があります。
初回加算や処遇改善加算などの各種加算は、請求上限金額には含みません。
身体介護、生活支援（サポートサービス）の組み合わせは可能。

③緩和型サービス（週３回利用）

対象者	一回あたりの利用料金 （介護報酬額）	一回あたりの自己負担金		
		１ 割 負 担	２ 割 負 担	３ 割 負 担
要支援２	身体介護　３，１１２円 生活援助　２，８１５円	身体介護　３１２円 生活援助　**２８２円**	身体介護　６２３円 生活援助　**５６４円**	身体介護　９３４円 生活援助　**８４５円**

介護報酬単価の計算上、実際の請求金額と差が出る場合があります。
初回加算や処遇改善加算などの各種加算は、請求上限金額には含みません。
身体介護、生活支援（サポートサービス）の組み合わせは可能。

（４）加算及び減算料金

	利用料金 （介護報酬額）	利用者負担割合		
		１割負担	２割負担	３割負担
初回加算　※1	２，２８０円	２２８円	４５６円	６８４円
生活機能向上連携加算（Ⅰ）※1	１，１４０円	１１４円	２２８円	３４２円
生活機能向上連携加算（Ⅱ）※1	２，２８０円	２２８円	４５６円	６８４円
口腔連携強化加算	**５７０円**	**５７円**	**１１４円**	**１７１円**
同一建物に２０人以上減算	基本料金	基本料金×10%	基本料金×20%	基本料金×30%
□介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） 要支援１・２（週１回利用）	３，２８３円	３２９円	６５７円	９８５円
☑介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） 要支援１・２（週１回利用）	２，９９８円	３００円	６００円	９００円
□介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） 要支援１・２（週２回利用）	６，５６６円	６５７円	１，３１４円	１，９７０円
☑介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） 要支援１・２（週２回利用）	５，９９６円	６００円	１，２００円	１，７９９円
□介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） 要支援２（週３回利用）	１０，４０８円	１，０４１円	２，０８２円	３，１２３円
☑介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） 要支援２（週３回利用）	９，５１９円	９５２円	１，９０４円	２，８５６円

※１：１月に１回算定

（5）キャンセル料

要支援１及び要支援２の方は、キャンセル料の発生はございませんが、キャンセルが継続した場合は、サービス内容の見直しをお願いする場合がございます。

① 利用日の前日１７時までに連絡を頂いた場合	無料
② 利用日の前日１７時以降～当日(訪問時の不在を含む)	１，０００円

※緩和型サービス利用の方は②の場合キャンセル料が発生します。

（6）その他自己負担料金(生活保護の方も実費が必要です)

	内容	自己負担額
光熱水費	利用者の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用	全額自己負担
交通費	通院等に必要な交通費(訪問介護員が退院のお迎え等で病院まで迎えに行く費用も含みます)	実費(利用交通機関は、前もって相談をさせて頂きます。)
待機等	通院介助等で、ヘルパーの病院での待機を希望される場合(介護保険に該当しない内容のサービスに限ります。)	３０分につき １，２５０円
文書複写費	１枚につき	１０円
証明書・文書作成料	１種類につき	２００円
開示手数料	１種類につき	５００円（税別）

（7）支払方法

事業者名	ヘルパーステーション六月
口座振替	郵便局自動引落とし
振込	やむを得ない場合に限る
現金	やむを得ない場合に限る
料金請求指定日	翌月１５日まで
料金支払指定日	翌月２０日まで

※手数料は、利用者負担となります

訪問介護サービス・介護予防訪問介護サービス
重 要 事 項 説 明 書

利用者に対する居宅サービス提供にあたり、介護保険法に関する平成１１年厚生省令第３７号・平成１８年厚生労働省令第３５号に基づいて、当事業者が説明すべき事項は、次のとおりです。

１．事業者の概要

（1）事業所の名称、所在地等

事業所番号	１３７２１０１４２６
事業所名	ヘルパーステーション六月
管理者名	大塲　良子
所在地	東京都足立区六月一丁目６番１号
電話番号	０３－５２４２－０３０８
サービス提供責任者	3名
訪問介護員	ヘルパー２級以上の資格者を配置
サービス提供地域	足立区
営業時間	８：００～１８：００
サービス提供時間	６：００～２２：００

※当事業所は、部門全体を統括する責任者を配置しています。
　部門統括施設長：髙橋貴枝

２．サービスの内容

種類	内容
身体介護	・食事の介助・入浴の介助・排泄の介助 ・身体の清拭・洗髪介助　・起床の介助 ・服薬の管理・通院等の介助・整容介助 ・衣類の着脱介助・その他の介助
生活援助	・調理・生活必需品の買い物・整理整頓 ・住居等の清掃 ・衣類の洗濯、補修、薬の受け取り
その他のサービス	・介護相談等

３．当サービス利用の際の留意事項

金銭管理 財産管理 権利擁護	・ 当事業所は、生活援助として行う買い物等に伴う小額の金銭の管理以外は取扱いません。 ・ 日常的金銭管理や財産管理の必要性が生じた場合、また財産侵害や虐待等に対する利用者の権利擁護等の必要が生じた場合には、利用者の希望も踏まえながら、適切な公的窓口等の第三者機関を紹介します。
体調不良時の対応	・ 訪問時、体調不良の際は、緊急連絡先(利用者保証人)及びケアマネジャーに連絡をします。 ・ 状況に応じ、医療機関への連絡を行います。

※以上の留意事項につき、利用者またはその家族に故意または過失が認められる場合、事業者の損害賠償責任を減じることができるものとします。

４．身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には以下のように致します。

（１）事業者が利用者に対し、身体拘束その他の方法により利用者の行動を制限する場合は、利用者または利用者保証人に対して事前に速やかに行動制限の根拠・内容・見込まれる期間について十分説明します。

（２）事業者が利用者に対し、身体拘束その他の方法により利用者の行動を制限した場合には、介護サービス記録に次の事項を記載します。
①利用者に対する行動制限の根拠。
②見込まれる期間および実施された期間。

（３）やむを得ず、利用者の行動を制限する場合には、所定の覚書を締結します。

５．サービスの中止

訪問介護契約書（第１１条　サービスの中止）

・ 天災などの事業者の責に帰すべからざる事由により本サービスの提供ができなくなった場合、事業者は利用者に対する本サービス提供の義務を負いません。

６．サービスのキャンセル

訪問介護契約書別紙　２．利用料金（４）キャンセル料

・ 要支援１及び要支援２の方は、キャンセル料の発生はございませんが、キャンセルが継続した場合は、サービス内容の見直しをお願いする場合がございます。

利用日の前日１７時までに連絡を頂いた場合	無料
利用日の前日１７時以降～当日(訪問時の不在を含む)	１，０００円

７．契約の終了

訪問介護契約書（第１４条　契約の終了）

・ 利用者は、契約の定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができます。但し、次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

①利用者の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合。

②利用者が介護保険施設に入所した場合。

③利用者都合または正当な理由がないままに２か月間、本サービスが実施されなかった場合。

④利用者が死亡した場合。

８．事故発生時の対応

①事業者は、利用者に対する介護サービスの提供により事故が発生した場合には、区市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

②事業者は、前項の事故の状況および事故に際してとった処置を記録します。

③事業者は、利用者に対する介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生し、損害が生じた場合には、損害賠償を行います。

９．サービス内容に関する相談、苦情

（１）当事業所のサービスについて、ご不明の点や疑問、苦情がございましたら、相談窓口担当者までご連絡下さい。

電話　０３－５２４２－０３０３

担当窓口　　大塲　良子

（２）その他当事業所以外に、区市町村の相談、苦情窓口等でも受け付けています。

①足立区役所介護保険課　事業者指導係

（代表）　電話　０３－３８８０－５１１１

②基幹地域包括支援センター西部

電話　０３－６８０７－２４６０

（３）その他東京都での介護サービス苦情相談窓口

①東京都国民健康保険団体連合会

（苦情窓口）　電話　０３－６２３８－０１７７

１０.提供するサービスの第三者評価の実施状況

実　施　の　有　無	有　・　無
実施した直近の年月日	令和６年　１２月２５日
実施した評価機関の名称	株式会社　ケアシステムズ
評価結果の開示状況 (いずれか一つ以上の開示です)	法人ホームページ・館内掲示・ファイル提示